

第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状

1 人口及び世帯数の推移と推計

2018（平成30）年10月1日現在における本市の総人口は189,031人、総世帯数は74,919世帯です。年齢3区分をみると、2013（平成25）年から2018（平成30）年にかけて、年少人口（0～14歳）は減少、生産年齢人口（15～64歳）は横ばいとなっており、大きく増加しているのは高齢者人口（65歳以上）です。また、2018（平成30）年時点の年少人口は28,694人で、2013（平成25）年と比較すると1,075人も減少しています。一方、高齢化率は2013（平成25）年の18.1%から2018（平成30）年には20.6%にまで上昇しており、今後、高齢化率はさらに上昇することが予想されています（表2-1）。

なお、我が国は2008（平成20）年を境に人口減少社会を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は今後もわずかながら増加を続けると予想されています（表2-2）。

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）の仲間入りをする2025年には、前期高齢者（65～74歳）よりも後期高齢者の人口の方が多くなると推計されています（図2-2）。

表2-1 年齢区分別（3区分）住民基本台帳人口の推移

		2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
人口 (人)	総人口	183,552	184,780	185,179	186,806	187,860	189,031
	0～14歳	29,769	29,541	29,370	29,184	28,881	28,694
	15～64歳	120,583	120,335	119,982	120,332	120,798	121,412
	65歳以上	33,200	34,904	36,263	37,290	38,181	38,925
構成比率 (%)	0～14歳	16.2	16.0	15.9	15.6	15.4	15.2
	15～64歳	65.7	65.1	64.8	64.4	64.3	64.2
	65歳以上	18.1	18.9	19.6	20.0	20.3	20.6
世帯数(世帯)		70,098	71,238	72,105	73,193	74,090	74,919

(出典) 住民基本台帳 各年10月1日現在

表2-2 年齢区分別（3区分）国勢調査人口の将来推計

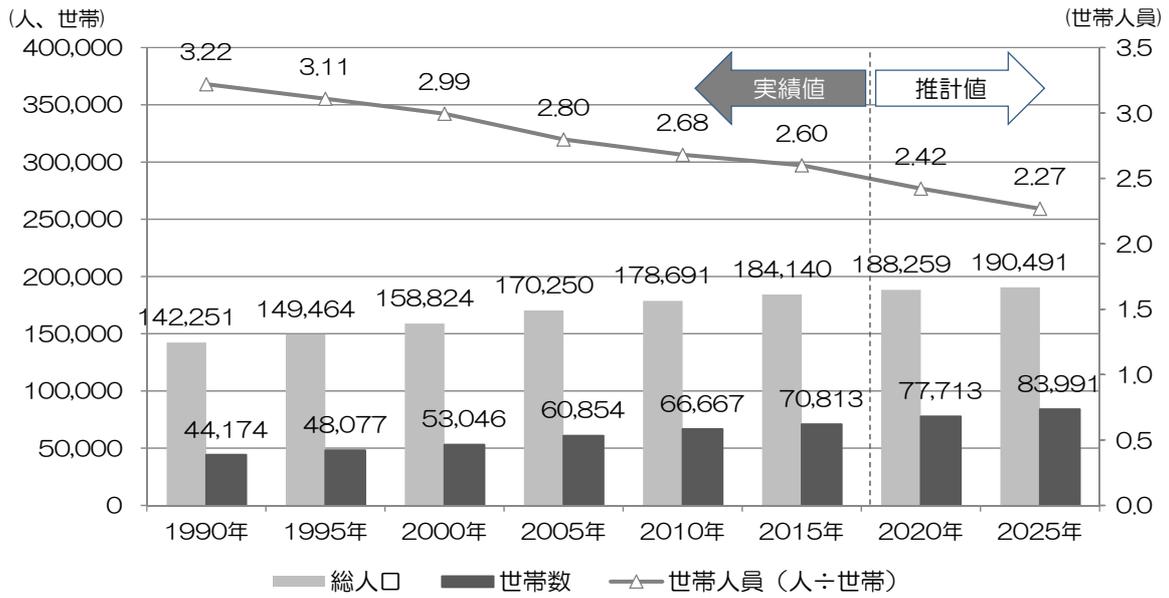
		実績値		推計値	
		2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年
人口 (人)	総人口	178,691	184,140	188,259	190,491
	0～14歳	29,556	28,829	28,016	26,833
	15～64歳	119,012	118,563	120,216	121,775
	65歳以上	29,164	35,936	40,027	41,883
構成比率 (%)	0～14歳	16.6	15.7	14.9	14.1
	15～64歳	67.0	64.7	63.9	63.9
	65歳以上	16.3	19.5	21.3	22.0
世帯数(世帯)		66,667	70,813	77,713	83,991

(出典) 実績値 国勢調査(総務省)

推計値 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

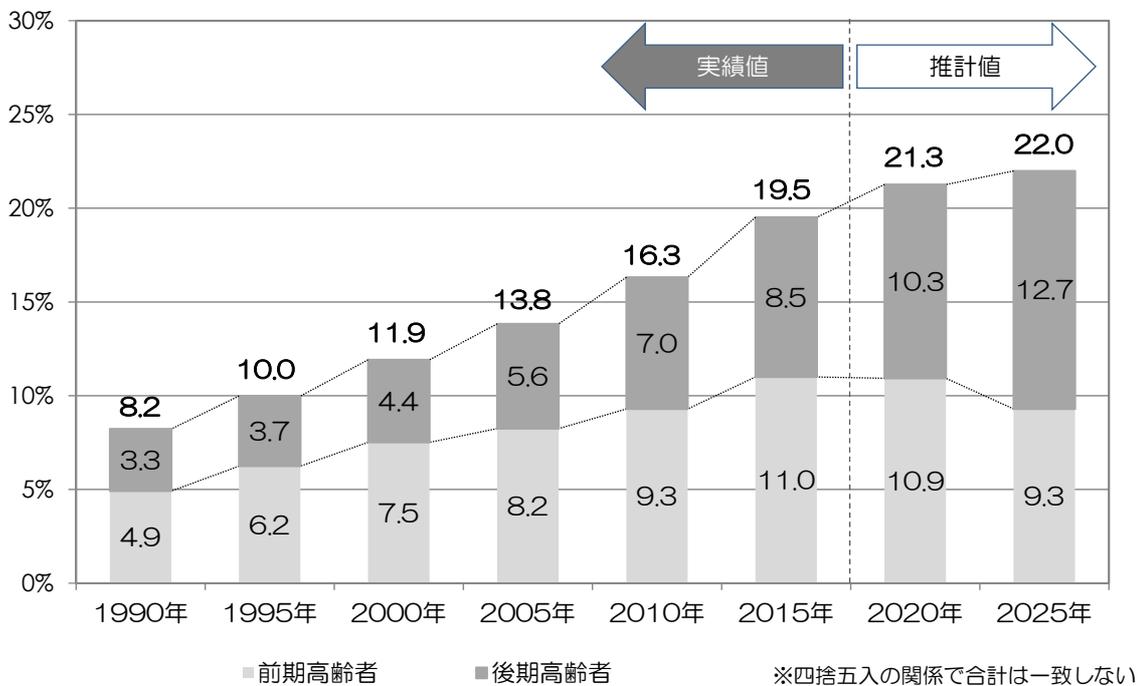
※実績値・推計値とも各年10月1日現在

図2-1 本市の人口及び世帯数の推移



(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
 推計値 総人口：国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)
 世帯数：国勢調査を基に独自推計

図2-2 高齢化率の推移



(出典) 実績値 国勢調査(総務省)
 推計値 国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

2 福祉関係の統計

(1) 高齢者世帯数

本市の総世帯数及び高齢者を含む世帯数は年々増加しています。

表2-3 世帯の状況

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
総世帯	70,098	71,238	71,927	72,717	73,691	74,628
高齢者のいる世帯 (総世帯数比)	22,903 (32.7%)	23,938 (33.6%)	24,347 (33.8%)	25,336 (34.8%)	25,544 (34.7%)	25,964 (34.8%)
うち高齢者単身世帯 (総世帯数比)	5,136 (7.3%)	5,632 (7.9%)	5,827 (8.1%)	6,383 (8.8%)	6,470 (8.8%)	6,667 (8.9%)
うち高齢者のみ世帯 (総世帯数比)	4,869 (6.9%)	5,252 (7.4%)	5,467 (7.6%)	5,900 (8.1%)	6,264 (8.5%)	6,498 (8.7%)

(出典) 住民基本台帳 2013・2014年は10月1日現在、2015年以降は4月1日現在

(2) 障害のある人の内訳

手帳所持者数から本市に在住する障害のある人の人数をみると、すべての障害で年々手帳保持者数は増加しています。

表2-4 手帳保持者数

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
身体障害者手帳	4,788	4,841	4,809	5,039	5,022	5,038
療育手帳	1,112	1,098	1,159	1,214	1,264	1,305
精神障害者保健福祉手帳	824	849	960	1,061	1,118	1,254

(出典) 福祉のあらまし(各年4月1日現在)

(3) 子どもの年齢内訳

本市に在住する子どもの人数は減少傾向にあります。年齢内訳は次のとおりです。

表2-5 年齢別子ども数

	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
0～2歳(乳児)	5,909	5,879	5,916	5,620	5,643	5,576
3～5歳(幼児)	5,952	5,897	5,791	5,824	5,722	5,772
6～11歳(小学生)	11,738	11,747	11,727	11,734	11,741	11,676
12～14歳(中学性)	6,202	6,108	6,083	6,041	5,936	5,827
0～14歳(合計)	29,801	29,631	29,517	29,219	29,042	28,851

(出典) 住民基本台帳(各年4月1日現在)

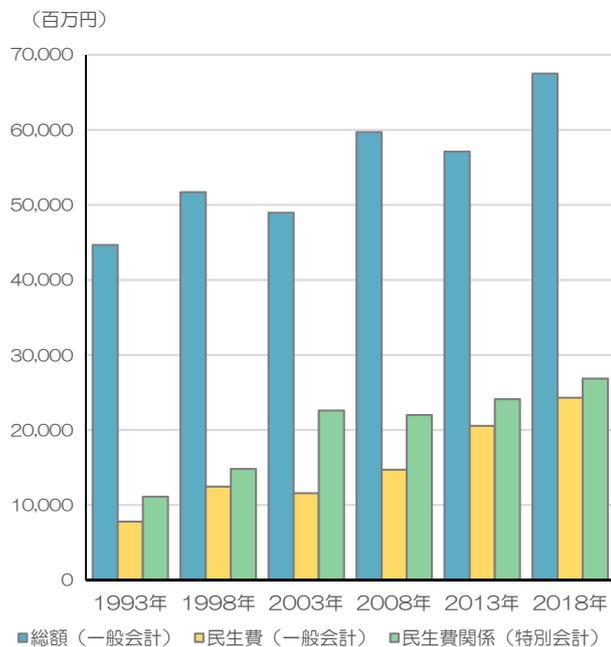
3 予算の状況

本市の一般会計の当初予算歳出額は、年によって増減がありますが、民生費はその増減の影響をさほど受けずに、概ね増加の傾向にあります。2013（平成 25）年度から2018（平成 30）年度にかけての最近 5 年を比較してみると、一般会計の民生費は18.2%増、特別会計の民生費関係^(※)は11.4%増となっています。また、2018（平成 30）年度でみると、一般会計の総額のうち民生費の割合が36.0%を占めています。

表2-6、図2-3 市当初予算歳出額の推移

（単位：百万円）

市当初予算歳出額			
年度	一般会計		特別会計
	総額	民生費	民生費関係
1989（平成 1）年	30,940	6,257	8,420
1993（平成 5）年	44,660	7,790	11,114
1998（平成 10）年	51,700	12,440	14,800
2003（平成 15）年	48,940	11,572	22,587
2004（平成 16）年	54,280	12,068	23,147
2005（平成 17）年	51,500	12,392	24,247
2006（平成 18）年	52,940	12,879	25,221
2007（平成 19）年	56,590	14,626	26,942
2008（平成 20）年	59,690	14,705	21,988
2009（平成 21）年	56,720	14,947	20,575
2010（平成 22）年	56,250	17,852	21,052
2011（平成 23）年	56,920	19,972	21,692
2012（平成 24）年	56,720	20,215	22,930
2013（平成 25）年	57,100	20,551	24,093
2014（平成 26）年	61,800	21,549	25,325
2015（平成 27）年	63,130	23,379	28,563
2016（平成 28）年	72,920	23,094	28,458
2017（平成 29）年	66,880	24,532	29,536
2018（平成 30）年	67,500	24,294	26,844



※特別会計の民生費関係

- ①「国民健康保険事業」「老人保健事業」「介護保険事業」「後期高齢者医療」の4会計を合計した金額です。
- ②「介護保険事業」は2000（平成 12）年度から、「後期高齢者医療」は2008（平成 20）年度から予算化されています。
- ③「老人保健事業」は2010（平成 22）年度で廃止されています。

2-2 地域福祉資源の概況と特徴

1 福祉関係施設

市内には、福祉センターをはじめとした様々な施設があります。

図2-4 市内の福祉関係施設（一部）



2 福祉関係団体等

(1) 町内福祉委員会

① 町内福祉委員会の組織

町内福祉委員会は、各町内会の地域の実情に合わせて設置され、住民による地域福祉活動を推進する組織です。

構成員は、地域で活動されている人、福祉に関心のある人により構成されています。構成人数は、特に規定していませんが、約10～20人の委員会が多数です。

② 町内福祉委員会の主な活動

町内福祉委員会の主な活動は次のとおりです。

- ア 福祉意識の啓発
- イ ふれあいいきいきサロン、世代間交流事業の実施
- ウ 住民意識調査、福祉マップの作成
- エ 福祉や介護などに関する勉強会等の開催
- オ 福祉だよりの発行
- カ 地域での見守りが必要な人への見守り・生活支援・災害時支援

表2-7 町内福祉委員会の区域

地区社協名 〔概ねの中学校区※〕	活動拠点	町内会名（76福祉委員会）	備考
東山地区社会福祉協議会 〔東山中学校区〕	北部福祉センター	里、井畑、石橋、橋目、柿碓、尾崎、宇頭 茶屋、浜屋、東栄、今本	東栄、今本の2町内会は、東栄・今本町福祉委員会として活動
中部地区社会福祉協議会 〔安城北中学校区〕 (住吉町の一部を含む)	中部福祉センター	今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東	
作野地区社会福祉協議会 〔篠目中学校区〕 (住吉町の一部を除く)	作野福祉センター	住吉、篠目、井杭山、美園、二本木新町、三河安城、依佐美・美園住宅	美園、二本木新町、三河安城の3町内会は二本木連合作野地区として活動
中央地区社会福祉協議会 〔安城南中学校区〕 (石井町を除く)	総合福祉センター	栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、未広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	
安祥地区社会福祉協議会 〔安祥中学校区〕	安祥福祉センター	上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	
西部地区社会福祉協議会 〔安城西中学校区〕	西部福祉センター	下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前	二本木、緑、三河安城本町の3町内会は二本木連合西部地区として活動
明祥地区社会福祉協議会 〔明祥中学校区〕 (石井町を含む)	明祥福祉センター	石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入	
桜井地区社会福祉協議会 〔桜井中学校区〕	桜井福祉センター	藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、館出、鹿乗、小川、三ツ川	

※地区社会福祉協議会と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(2018(平成30)年10月1日現在)

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、県知事が定める区域（概ね中学校区）ごとに民生委員・児童委員協議会（以下「地区民協」という。）を組織しています。また、主任児童委員は、各小学校区に1人が配置されています。

なお、次表には、民生委員及び主任児童委員の人数を記載しています。

市域で組織される安城市民生委員・児童委員協議会では、次の7項目を2018（平成30）年度の活動重点事項として定め、積極的に取り組んでいます。

- ① 援助を必要としている人々への訪問活動等の推進
- ② 災害時にひとりも見逃さない運動の確立
- ③ 福祉活動への住民参加の促進
- ④ 児童虐待防止活動の推進
- ⑤ 高齢者及び障害者への虐待防止活動の推進
- ⑥ 研修への取組強化
- ⑦ 情報の共有・管理保護の徹底

表2-8 地区民協構成人数

地 区	民生委員数 (人)	主 任 児童委員数 (人)	計 (人)	担当地区 [概ねの中学校区*]
東山地区民協	27	3	30	東山中学校区
中部地区民協	37	4	41	安城北中学校区
作野地区民協	25	3	28	篠目中学校区
中央地区民協	34	2	36	安城南中学校区
安祥地区民協	22	2	24	安祥中学校区
西部地区民協	24	3	27	安城西中学校区
明祥地区民協	12	2	14	明祥中学校区
桜井地区民協	19	2	21	桜井中学校区
計	200	21	221	

※地区民協と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(2018（平成30）年10月1日現在)

(3) ボランティアセンター、市民活動センター

市社協は、ボランティアの活動推進を図ることを目的に、1978（昭和53）年10月にボランティアセンターを設置しました。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい人を登録するとともに、ボランティアの派遣を希望する人や関係機関との連絡調整等に対応するボランティア相談、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の支援、啓発などを行っています。

ボランティアセンターの団体登録は、ボランティア活動を主とした団体のほか、主な活動はボランティア以外を行いボランティア活動も行う団体や、NPOなどが登録されています。また、個人のボランティア登録は、個人でボランティア活動を行う人のほか、災害ボランティアコーディネーターも含まれています。

市民活動センターは、市民活動のサポート拠点として2005（平成17）年1月に設置され、市民活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や市民活動団体の自立を支援しています。

また、本市では、国や県に認可を受けた特定非営利活動法人（NPO）が保健福祉や防災、環境、まちづくりなどの分野において活動しており、今後も幅広い活動の展開が期待されています。

なお、国や県に認可を受けていない非営利活動団体に関しても、本計画では、認可の有無に関わらずNPOと表記しています

表2-9 ボランティアセンター登録数

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
登録団体数(団体)	202	225	239	252	224
個人登録者数(人)	216	236	257	250	273

(各年3月31日現在、2018(平成30)年は10月1日現在)

表2-10 市民活動センター登録数

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)
登録団体数(団体)	358	339	385	410	424

(各年3月31日現在、2018(平成30)年は10月1日現在)

(4) 市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法第 109 条に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。市社協は 1952（昭和 27）年に設立され、1968（昭和 43）年に社会福祉法人の認可を受けています。

市社協では、第 1 次地域福祉活動計画で地区社協にコミュニティワーカーを配置することを定め、町内福祉委員会の活動を支援してきました。2015（平成 27）年度から生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした地域に不足するサービス・支援の創出に努めています。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として、次表に掲げるように、市からの委託事業の実施や福祉センター等の指定管理を行うなど、多様な福祉事業を展開しています。

表2-11 市社協の主な事業（※は本市の委託又は指定管理事業）

町内福祉委員会等の活動支援	障害相談支援事業※
地区社協の運営支援	移送サービス、院内介助サービス事業
広報紙の発行	福祉サービス利用援助事業
福祉教育の推進	心配ごと相談等相談事業
車いす・車いす移送車貸出し事業	ふれあいサービスセンター事業
自主防災組織支援事業※	生活支援体制整備事業※
ボランティアセンター事業・災害ボランティアセンターの運営	居宅介護支援事業
善意銀行事業	地域包括支援センター事業※
生活福祉資金等の貸付け	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業※
児童センターの経営※	成年後見支援事業
訪問介護等事業（ホームヘルプサービス）	介護予防事業※
通所介護等事業（老人デイサービス）※	安城市共同募金委員会としての事業
福祉センター・社会福祉会館の経営、福祉避難所の運営※	日本赤十字社安城市地区としての事業
身体障害者デイサービスセンターの経営※	福祉まつり実行委員会としての事業

【社会福祉法（市町村社会福祉協議会関係部分）】

（市町村社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会

住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、1997（平成 9）年度から 2000（平成 12）年度にかけて、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協の発足を支援し、コミュニティワーカーを担当職員として配置してきました。

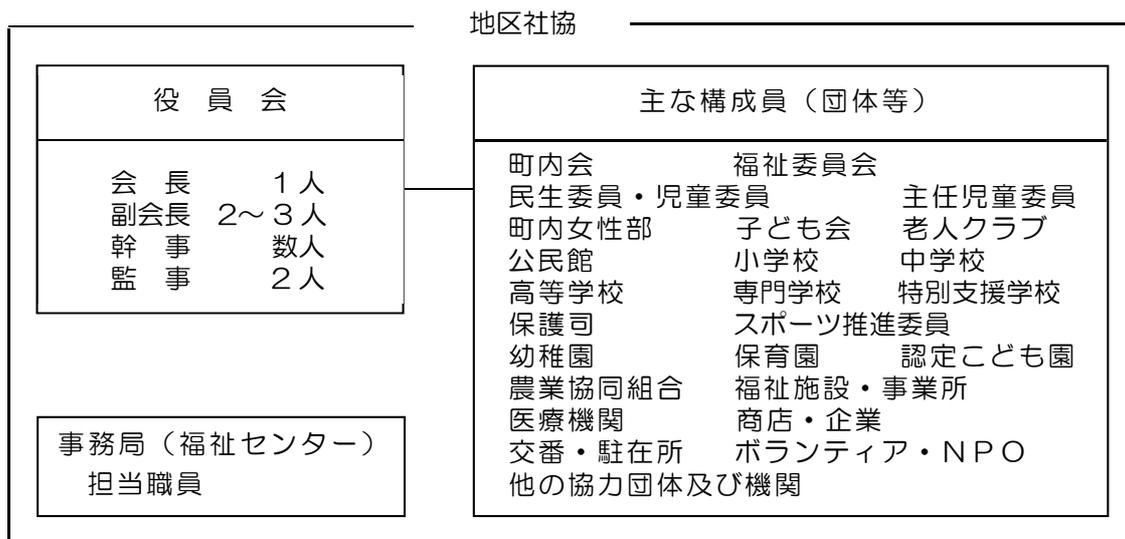
町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、2016（平成 28）年度までにすべての町内会で町内福祉委員会が発足しました。

日常生活のなかで共助を推進する組織である町内福祉委員会の組織化や活動を通じて、地域福祉活動を推進しています。

表2-12 地区社協の主な事業

区分	事業内容
小地域福祉活動の支援	町内福祉委員会の活動支援 ボランティアの育成・支援
啓発活動	勉強会・福祉講座等の開催 広報紙の発行 講演会等イベントの開催
福祉サービスの窓口	車いすの貸出し 車いす移送車「サルビア号」の貸出し

図2-5 地区社協の組織図（例）



3 地域福祉活動の特徴

(1) 地区社協の区域（概ね中学校区）を福祉圏域とした活動展開

市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の小地域福祉活動を推進しています。

市内全町内会に町内福祉委員会が発足しており、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動のほか、福祉マップの作成、見守り支援といった様々な小地域福祉活動に、地域の実情にあった方法で取り組んでいます。本市では、この町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能しています。

(2) 町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいます。また町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年進行管理を行っています。

[町内福祉委員会の活動事例]

- ①見守り活動（見守りが必要な人の実態調査、福祉マップの作成、個別訪問等によるニーズ調査、住民支え合いマップの作成など）
- ②見守りが必要な人への個別支援（買い物支援、ゴミ出し支援、認知症高齢者の徘徊の見守り支援など）
- ③まちの安心と安全を守る取組（小学生登下校時の見守り活動、避難行動要支援者に配慮した避難訓練など）
- ④学習活動（まちかど講座、ハートフルケアセミナーなど）
- ⑤広報・啓発活動（広報紙、講演会など）
- ⑥地域の絆を深める活動（ふれあい交流会、サロン活動など）

(3) 事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開

2015（平成27）年度から生活支援コーディネーター業務を市社協に委託し、職員を配置しました。多様な社会資源の発掘、並びに生活支援ネットワーク会議の開催を通じた多様な社会資源のネットワーク化を図っています。

これら取組の成果として、町内福祉委員会を中核としつつも、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動が展開されるようになっていきます。

[生活支援・介護予防の推進に向けた取組事例]

①生活支援ネットワーク会議

- ・地区社協の区域で毎年2回程度会議を開催。高齢者の生活支援を行う住民、NPO、ボランティア、民間企業、店舗、協同組合、社会福祉法人等多様な主体間の定期的な情報共有・連携の場となっています。

②地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会

- ・2012（平成24）年度からサロン活動博覧会、2013（平成25）年度から地域福祉マッチング交流会を開催。2015（平成27）年度からは生活支援コーディネーターの業務として位置づけ、同時開催しています。
- ・地縁型活動組織の町内福祉委員会、テーマ型活動組織のボランティア・NPO・市民活動団体、福祉事業者の出会いの場となっています。

③生活支援・見守り協力事業

- ・地域において生活支援や見守り活動を行う店舗を「生活支援・見守り協力店」に位置づけています。

④地域リハビリテーション活動支援事業

- ・市内のリハビリ専門職が介護予防に資する地域活動の場等（体操教室、サロン等）へ出向き、地域活動の担い手である住民へ介助方法や体操の内容など介護予防に関する技術的助言を行っています。

⑤あんじょうコミュニティBOOKの発行

- ・市と市社協が協働して、地域のサロン活動など高齢者の集いの場の情報を集約して発信しています。

（4）地域共生社会の実現に向けた先駆的取組を展開

市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開しています。

一部の町内会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援、障害のある人や生活困窮者への見守りや生活支援を実践するなど、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられます。

2-3 これまでの施策の主な実施状況と課題

第3次計画の主な成果と課題を、基本目標別に整理しました。内容は次のとおりです。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策名	事業数 合計	実施状況（事業数）		
		完了	実施	未実施
1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進	20	0	20	0
1-2 地域における連携と協働の推進	8	0	8	0
1-3 地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進	18	0	18	0
1-4 生きがいと社会参加の創出	12	0	12	0
合計	58	0	58	0

実施状況・成果	<p>■すべての事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2016（平成28）年度には、すべての町内会に町内福祉委員会が発足しました。また、すべての町内福祉委員会が地域見守り活動推進事業の指定を受けています。 ●地域の高齢者や障害のある人等が気軽に集まれる居場所や交流の場であるサロンの開設数を大幅に増加することができました（2017（平成29）年度：127箇所）。 ●2015（平成27）年度に生活支援コーディネーターを各地区社協単位に配置し、生活支援ネットワーク会議を通じて、多様な社会資源の発掘とネットワーク化に努めています。 ●福祉事業者やNPO、当事者団体、町内福祉委員会等が相互に連携し、協働による地域福祉活動を進めるきっかけをつくるため、毎年「地域福祉マッチング交流会&サロン活動博覧会」を開催し、様々なマッチングを実現してきました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●メンバーの固定化や高齢化が進んでいる町内福祉委員会もみられることから、各町内福祉委員会の組織力の強化と活動の活性化を図っていく必要があります。 ●新たな地域福祉活動の担い手を確保・育成していくために、今後は地縁組織だけに依存しないボランティアやNPO等の活動や事業型の活動を支援し活発化していく必要があります。 ●包括的な相談と支援を「丸ごと」行うことのできる地域福祉コミュニティを育成・強化していくことが必要です。そのために、さらなる社会資源の発掘とネットワーク化に取り組んでいく必要があります。 ●8050問題や高齢化・少人数世帯化、生活困窮者問題など、地域福祉課題が複雑かつ複合化するなか、町内福祉委員会と専門的な機関・団体との連携・協働をより一層強化していく必要があります。 ●ひきこもりやニートの年齢が高齢化している傾向にあることから、40歳以上のひきこもりやニートを対象にした就労支援等を進める必要があります。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

基本施策名	事業数 合計	実施状況（事業数）		
		完了	実施	未実施
2-1 福祉のこころの醸成	7 (10)	0	7 (10)	0
2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援	11 (21)	0	11 (21)	0
2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援	5 (6)	0	4 (5)	1
2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備	2 (3)	1	1 (2)	0
合計	25 (40)	1	23 (38)	1

※（ ）内は、再掲の事業を含んだ事業数

実施状況・成果	<p>■25事業のうち、1事業を完了（福祉センター建設事業）し、23事業を実施することができました。</p> <p>■1事業（新たな当事者団体の育成）が未実施でした。計画期間中に新たな当事者団体の結成に関する具体的な相談等もなく、育成までには至りませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市社協広報紙、全市的に開催している研修会や地区社協単位で開催している勉強会に加え、多いときは年間300回を超える地区社協主催の福祉学習、小中学校における福祉学習などを通じて、住民や子どもの福祉に対する意識啓発と福祉のこころの醸成を進めてきました。 ●市民活動等助成事業やボランティア活動等助成事業を新設するなど、地域福祉活動等を担う団体や市民グループの活動を活動資金面から支援してきました。 ●当事者団体同士がお互いの活動を知り合うための情報交流と意見交換の場として関係団体等の懇話会を開催するなど、当事者団体の活動の支援に努めてきました。 ●2013（平成25）年4月に安祥福祉センターを、また、2016（平成28）年4月には市内8箇所目となる明祥福祉センターを開設し、これによって市内8箇所すべての福祉センターの開設に至りました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●「福祉のこころ」を培うことは、地域における支え合い・助け合いの土台であることから、地域や学校現場における福祉教育を引き続き進めていく必要があります。 ●市民活動団体やボランティア等による多様な活動が活発化するよう、助成内容の見直しを適宜行う必要があります。また、自立のかつ継続的な活動に発展するよう、市民活動団体等の組織基盤や財政基盤の確立を支援する必要があります。 ●多くの当事者団体がありますが、加入率の低下や高齢化、会員の固定化など組織力の低下とそれに伴う活動低下が進んでおり、対応を検討する必要があります。 ●施設や設備の老朽化が進んでいる町内公民館もみられることから、引き続き、施設の建替えや改修、修繕の支援を進める必要があります。

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策名	事業数 合計	実施状況（事業数）		
		完了	実施	未実施
3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供	7	0	7	0
3-2 きめ細かな相談支援体制の確立	11	0	11	0
3-3 公的な福祉サービスの充実	13	0	13	0
3-4 セーフティネットの整備	10	0	10	0
3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化	4 (6)	0	4 (6)	0
3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実	13	0	13	0
合計	58 (60)	0	58 (60)	0

※（ ）内は、再掲の事業を含んだ事業数

実施状況・成果	<p>■すべての事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市や市社協の広報紙やウェブサイトへの掲載、情報誌（小冊子）の配布等により、福祉サービスに関する情報を提供しました。 ●福祉に関する各種相談業務は、市の専門相談窓口で対応しているほか、市社協でも多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。 ●1年前倒しして、2017（平成29）年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。 ●高齢者の支援に関しては、地域包括支援センターが核となり、多職種が集まって、地域ケア会議が開催できています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の自立など、複雑かつ複合的な福祉課題に的確に対処するため、包括的な相談支援体制を構築する必要があります。 ●福祉ニーズは多様かつ複雑化しており、ケースによっては、高齢者、障害者、子ども・子育て支援等の福祉サービスについて、分野横断的に対応する必要があります。 ●利用増加が予想される成年後見制度の周知を図るとともに、専門機関等と連携して対象者の生活を支える体制を強化していく必要があります。 ●虐待対応のための体制強化や自殺対策に向けた取組を講じていく必要があります。 ●自立支援協議会に参加する事業所が少ないため、多くの事業所の参加を得ることが必要です。また、自立支援協議会を通じた地域と専門機関との連携を図る必要があります。 ●一部の地域にとどまっている住民を交えた地域ケア会議の開催を図る必要があります。

2-4 アンケート結果

1 結果の概要

本計画の策定にあたっては、市民並びに福祉サービスを提供している事業者に対するアンケートを実施しました。その調査概要は次のとおりです。

なお、詳細は2018（平成30）年3月に公表した報告書のとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の目的

市民の福祉に関する意識、現在や将来の暮らしの課題、地域福祉活動等の取組実態や意向等を明らかにすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の市民3,000人
 調査方法 郵送による配布・回収
 調査実施時期 2017（平成29）年11月21日（火）～12月6日（水）

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A：配布数	B：有効回収数	C：有効回収率（%） C=B/A×100
3,000	1,244	41.5%

(2) 事業所アンケート

① 調査の目的

地域において福祉サービスを提供している事業所から、本市の地域福祉に関する現状の分析、今後に向けた施策の検討を行う際の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所244事業所
 （内訳） 介護保険サービス事業所 161事業所
 障害福祉事業所 83事業所

調査方法 郵送による配布・回収
 調査実施時期 2017（平成29）年11月24日（金）～12月8日（金）

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A：配布数	B：有効回収数	C：有効回収率（%） C=B/A×100
244	161	66.0%

2 アンケート結果からみた現状と主な課題

調査結果から整理した現状と主な課題は次のとおりです。

(1) 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

【現状】

福祉に関する情報を知りたいと思っていながらも、必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認されました。

【課題】

情報を必要とする人が必要な情報を容易に入手できるように、情報の提供方法や相談体制を充実していく必要があります。

(2) 身近な地域での日常的な見守り活動の充実

【現状】

困りごとを抱えた時に自分が支援して欲しいこと、近所に頼みごとやお手伝いをしたことの双方とも「日頃の声かけ・見守り」が最多数を占めています。

【課題】

今後とも身近な地域での日常的な見守り活動を充実していく必要があります。

(3) 多様な社会資源のネットワークによる地域福祉ニーズへの対応

【現状】

困りごとを抱えた時に自分が支援して欲しいことと、近所に頼みごとやお手伝いをしたこと（自分ができること）との間にはギャップがみられます。

また、困りごとを抱えた時に自分が支援してほしい事柄によって、向こう三軒両隣であったり、町内会単位であったり、市域であったりするなど、地域の範囲が異なっています。

【課題】

事業所やNPOなどの専門家や行政等との連携を深めるなかで、多様な地域福祉ニーズに応えることのできる体制を構築していく必要があります。

(4) 地域福祉活動に対する受益者負担（有償ボランティア等）の検討

【現状】

地域福祉活動による支援等を依頼する際に、対価を払って依頼することを希望する人の方がそうでない人よりも多く、福祉活動を依頼する側の立場では有償ボランティアの方が気軽であるという意識が強い状況がうかがえる結果になっています。

【課題】

今後、地域福祉活動に対する受益者負担の考え方（有償ボランティア等）を視野に入れた活動を検討していく必要があります。

(5) 地域で福祉活動に関わる人材の確保

【現状】

地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人が相当数存在しています。

【課題】

こうした地域福祉活動等への潜在的な参加者希望者を発掘し、活動への参加に結びつけるため、今後とも町内福祉委員会やボランティア等の必要性等にかかわる啓発を継続していく必要があります。

(6) 町内会・町内福祉委員会と福祉サービスを提供する事業所との関係構築

【現状】

「災害時における相互協力」や「介護・支援が必要な人の早期発見のための情報共有」など、町内会などの地域の諸団体と協力して取り組んでもよいと考えている福祉サービス事業所が全体の9割近くを占めています。

諸団体のなかでも、町内会・町内福祉委員会との交流・協力を望んでいる福祉サービス事業所が8割以上を占めています。

【課題】

地域福祉活動のさらなる充実を図っていくため、専門知識を有するこれらの事業所と町内会・町内福祉委員会との関係づくりを多面的に進めていく必要があります。

2-5 本市の地域福祉の主要課題

本市における地域福祉の主要課題を、次のとおり整理しました。

(1) 公的支援のあり方の「縦割り」から「丸ごと」への転換

子育てと介護のダブルケア、高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題など、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化しています。

このような多様な支援ニーズに対応するには、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくことが必要となっており、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へと転換することが求められています。また、多様な個人や家庭（世帯）が抱える様々な生活課題や悩み等に対して包括的に相談支援していく機能・システムを構築していく必要があります。

(2) 「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換

「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性が顕在化しています。また、軽度の認知症など公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在しています。こうした課題の多くは、地域や家族などのつながりが希薄化するなかで表面化してきたものであり、その解決には、地域における人と人とのつながりの再構築と住民がつながり支え合う取組を育んでいく必要があります。

このためには、自分の暮らす地域をより良くしたいという気持ちを一人ひとりの住民がもち、「他人事」ではなく「我が事」として捉えて地域福祉活動に一層力を入れて取り組んでいく必要があります。

(3) 地域共生社会の実現

上記の(1)(2)の転換により、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指していく必要があります。

(4) ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯などの増加への対応

本市においても着実に高齢化や世帯の少人数化が進んでおり、今後はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯が増加することが予想されます。また、認知症などの要介護状態の高齢者も増加することが予想されます。

このため、日頃の見守り活動を行う住民と、福祉や医療などの専門機関が連携を図りながら、地域ぐるみで対応することが求められています。

(5) 地域コミュニティの変容による子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応

本市においてもライフスタイルの変化が進み、「向こう三軒両隣」といった近所付き合いや世代間の交流が減るなど、地域コミュニティの結びつきが希薄になりつつあります。このため、これまで地域コミュニティが有していた支え合いの力が弱くなり、子育てに悩んでいる母親や介護を必要とする高齢者とその家族など、悩みや困りごとを抱えた人が地域のなかで孤立しがちな状況があります。

虐待や孤立死、介護疲れによる自殺など深刻な問題に発展しないように、従来からの地縁に加え、同じ悩みを持つ人がお互いに支え合う場づくりなどの日常的な支援が求められています。

(6) 障害のある人が地域で生活しやすい社会基盤づくりへの対応

障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生活できることを目指すのが理想です。しかし、現実には様々な課題があり、必ずしも障害のある人が暮らしやすい地域とはいえない場面もあります。特に、発達障害やその疑いのある子どもや精神的な疾患を抱えている人が増加傾向にあるなか、家族や周囲からの理解が得られずに悩んだり、苦しんだりしている人も少なくないと思われます。

このため、住民の一層の理解を促す啓発や生活を支援するための社会資源の充実を図っていく必要があります。

(7) 社会問題となっている 8050 問題や子どもの貧困問題等への対応

失われた 10 年、就職氷河期などを背景に増えた未就労者や非正規雇用者、ニートやひきこもりが 40 歳後半から 50 歳の年齢を迎え、年老いた親との同居で地域社会と隔絶する形で介護問題も抱えつつ貧困生活を送る「8050 問題」や「パラサイト破産・老後破産」が社会問題となっています。また、経済格差を背景に、子どもの貧困についても社会問題として認識されるようになってきました。

こうした問題は、本市内でも見受けられるようになっており、近い将来大きな地域福祉課題となることが懸念され、その対応が求められます。

(8) 福祉事業者を含めた多様な社会資源と連携・協働した地域福祉活動の展開

孤立死を出さないまちづくりの実現に向け、本市では現在、地域での見守り活動を推進しており、市内全域での展開を目指しています。こうした小地域福祉活動を推進するには、町内福祉委員会だけではなく、福祉事業者や福祉関連のNPOはもとより、それ以外の事業者にも無理のない範囲で協力を求め、多様な社会資源の連携・協働による地域福祉活動の推進が必要です。

(9) 複合的な支え合いの仕組みづくり

住民の福祉ニーズが多様化する一方で、自らが地域福祉の担い手となることができることから支援したいという思いを持った人も着実に増えています。

そこで、様々なニーズにきめ細かく対応するとともに、自分が持っている技術や思いを活かして無理なく地域福祉の担い手として参画できる機会を増やすために、見守り活動をはじめとする多種多様な支え合いによる複合的な仕組みづくりが求められています。

(10) 当事者からの働きかけや住民への積極的な啓発による小地域福祉活動の実現

福祉は担い手と受け手の共同作業です。当事者が支援者に上手に働きかけられるようにすること（助けられ上手）と、身近な要支援者をできる範囲で日常的に見守り、助けていこうという積極的な意識が求められます。どちらか一方の考えではなく、双方が自分でできることを行う小地域福祉活動を推進することが必要です。

(11) わかりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり

アンケート調査の結果からわかるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実情です。「火事は119番」のように、福祉でも困ったときにどうするかという点をわかりやすく伝えるため、相談支援の体制づくりと、その周知が必要です。

また、行政だけでなく、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの関係機関、団体の取組で、専門的な内容もわかりやすく伝える情報発信の工夫も必要です。

(12) 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくりの推進

災害時に避難行動や避難生活を行うことが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者は、避難状況や時期によって求められる支援が異なるため、きめ細かな対応が求められています。

自助としての避難行動要支援者本人と家族による備えは必要ですが、市や地域の連携による日頃からの安否確認や地域での見守り活動などの福祉と防災の連携、共助と公助の協働の仕組みの強化が求められています。

また、高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しており、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます。

